

〔別 紙〕  
様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 緑英会

- ① ☐ 財団    ☒ 社団 ( ☐ 出資持分なし    ☒ 出資持分あり )  
 ② ☐ 社会医療法人    ☐ 特別医療法人    ☐ 特定医療法人  
     ☐ 出資額限度法人    ☒ その他  
 ③ ☐ 基金制度採用    ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県静岡市清水区上力町 5 - 2 8

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5 年 3 月 3 日

(4) 設立登記年月日 平成 5 年 3 月 1 0 日

(5) 役員及び評議員

|       | 氏 名   | 備 考 |
|-------|-------|-----|
| 理 事 長 | 池田 誉  | 管理者 |
| 理 事   | 池田 毅  |     |
| 理 事   | 池田 智里 |     |
| 監 事   | 吉田 秀光 |     |

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

| 種類  | 施設の名称                      | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開設場所                     | 許可病床数 |
|-----|----------------------------|-------------------------|--------------------------|-------|
| 診療所 | 南しみずメディ<br>カルクリニック<br>木内医院 | 2213210665              | 静岡県静岡市清水区上<br>力町<br>5-28 |       |

- 注） 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

注） 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 7月18日 令和6年度決算の決定

令和 8年 5月31日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 緑英会  
所在地 静岡市清水区上力町 5 - 2 8

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
(令和 8 年 5 月 3 1 日現在)

|            |           |
|------------|-----------|
| 1. 資 産 額   | 92,464 千円 |
| 2. 負 債 額   | 43,918 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 48,546 千円 |

(内 訳) (単位：千円)

| 区 分               | 金 額    |
|-------------------|--------|
| A 流 動 資 産         | 82,250 |
| B 固 定 資 産         | 10,214 |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 92,464 |
| D 負 債 合 計         | 43,918 |
| E 純 資 産 (C - D)   | 48,546 |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))  
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 3

法人名 医療法人社団 緑英会  
所在地 静岡市清水区上力町 5 - 2 8

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表  
(令和 8 年 5 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |        | 負 債 の 部           |        |
|---------------|--------|-------------------|--------|
| 科 目           | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
| I 流 動 資 産     | 82,250 | I 流 動 負 債         | 18,357 |
| II 固 定 資 産    | 10,214 | II 固 定 負 債        | 25,561 |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 7,769  | 負 債 合 計           | 43,918 |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 955    | 純 資 産 の 部         |        |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 1,490  | 科 目               | 金 額    |
|               |        | I 資 本 剰 余 金       | 6,000  |
|               |        | II 利 益 剰 余 金      | 42,546 |
|               |        | 純 資 産 合 計         | 48,546 |
| 資 産 合 計       | 92,464 | ・ 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 92,464 |

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 緑英会  
所在地 静岡市清水区上力町 5 - 2 8

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和 7 年 6 月 1 日 至 令和 8 年 5 月 3 1 日)

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額     |
|------------|---------|
| I 事業損益     |         |
| A 本来業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 210,829 |
| 2 事業費用     | 178,032 |
| 本来業務事業利益   | 32,797  |
| B 附帯業務事業損益 |         |
| 1 事業収益     | 0       |
| 2 事業費用     | 0       |
| 附帯業務事業利益   | 0       |
| 事業利益       | 32,797  |
| II 事業外収益   | 36,328  |
| III 事業外費用  | 470     |
| 経常利益       | 68,654  |
| IV 特別利益    | 0       |
| V 特別損失     | 317,500 |
| 税引前当期純損失   | 248,846 |
| 法人税等       | 178     |
| 当期純損失      | 249,024 |

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団緑英会

理事長 池 田 誉 殿

私は、医療法人社団緑英会の令和 7 会計年度（令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 7 月 1 1 日

医療法人社団緑英会

監事 吉田 秀光